

## 令和3年度国立大学法人東京海洋大学第10回役員会議事要録

日 時 令和4年2月3日（木） 16：05～16：40

場 所 本部管理棟 役員会議室（品川地区）及び Webexによるビデオ会議

出席者 井関学長、舞田理事、庄司理事、堀内理事（兼事務局長）、工藤理事、渡辺理事

オブザーバー 青山監事、久保田監事

事務担当者 真下財務部長、小野学務部長、永井企画評価課長ほか事務関係者

### 議 事

#### 【審議事項】

#### 1 国立大学法人東京海洋大学業務方法書の変更について

堀内理事から、資料1に基づき、国立大学法人東京海洋大学業務方法書の変更について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

#### 2 キャンパスマスタープランについて

堀内理事から、資料2に基づき、キャンパスマスタープランについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

#### 3 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正に伴う「国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則」等の一部改正について

舞田理事から、資料3に基づき、「国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則」等の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

主な質疑応答は以下のとおり（○：質問及び意見、●：回答）

○「国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則」では改正後の監事の役割が明記されているが、他の2つの規則に監事についての記載がない。監事の常勤化に伴い、通報窓口担当者に監事を含める等の検討をしてはどうか。

●まずは文部科学省のガイドラインに合わせて修正をするということが今回の改正の趣旨であるが、監事の関与については今後の課題として検討していきたい。

○改正案の施行日を3月1日としているのは、何か理由があるのか。

●ガイドラインへの対応を年度内に行うよう求められているため、3月1日施行とした。令和3年度は公的研究費の不正使用等を撲滅する重点年度と位置付けられている。最高管理責任者からの強い決意表明も求められているので、3月中に意見表明を行いたい。

#### 【報告事項】

##### 1 第4期中期目標・中期計画について

学長から、資料4に基づき、第4期中期目標・中期計画について報告があった。

##### 2 令和3年度補正予算及び令和4年度予算の内示について

堀内理事から、資料5に基づき、令和3年度補正予算及び令和4年度予算の内示について報告があった。

##### 3 創発的海洋研究・産業人材育成支援プロジェクト支援室について

学長から、資料6に基づき、創発的海洋研究・産業人材育成支援プロジェクト支援室について報告があった。

##### 4 役員の兼業について

庄司理事から、資料7に基づき、兼業について報告があった。

以上

配付資料

○令和3年度第9回役員会議事要録

資料1 「国立大学法人東京海洋大学業務方法書の変更について（案）」 他

資料2 キャンパスマスタープラン2022（案）

参考資料1 変更点の説明

参考資料2 「キャンパスマスタープラン2022（仮）に関する学内意見募集」 ご意見と  
回答（案）

資料3 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」  
の改正に伴う「国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的  
研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則」等の一部改正について（案）

資料4 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）

資料5 令和4年度運営費交付金（内示額）の概要

資料6 特定事業組織申請書（新規）

資料7 役員の兼業一覧